

保存期間	3年	保存期間満了後の措置	廃棄	分類記号	理:J450000・美:J520000	引継ぎ		
文書記号・番号	立保生き 第 号			施行	年 月 日			
浄書	浄書照合	発送	公印照合	押印	文書の取扱い	回付・施行上の注意	決定	年 月 日
							起案	年 月 日
							収受	年 月 日
決定権者	所長	審議	主管課長	審査	文書取扱主任	起案	多摩立川保健所 生活環境安全課	起案者 事務担当者
宛先					発信者	所長		
件名	理・美容所開設届に係る確認について							
次のとおり届出があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので (理容師法第11条の2 ・ 美容師法第12条) の規定により確認し、案により確認書を交付する。								

年 月 日

東京都多摩立川保健所長 殿

開設者住所
.....

氏 名
.....

年 月 日生 電話 ()
(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

理 ・ 美 容 所 開 設 届

理容師法第11条第1項
美容師法第11条第1項 の規定により届け出ます。

記

1 施設 の 名 称

2 施設 の 所 在 地 東京都 電話 ()

3 管理理・美容師 氏名
住所

4 構造及び設備の概要 (別紙のとおり)

5 理・美容師の氏名・免許証番号及びその他の従業者の氏名 (別紙のとおり)

6 理・美容師の伝染性疾病の有無

7 開設予定年月日 年 月 日

8 同一の場所で理・美容所が開設されている場合は、当該理・美容所の名称

9 同一の場所で理・美容所開設の届出がされている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、当該理・美容所の開設予定年月日 年 月 日

添付書類

- 理・美容師の場合は、それを証する書類及び当該理・美容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 管理理・美容師の場合はそれを証する書類
- 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 同一の場所で現に理・美容所が開設されている場合は、当該理・美容所に従事している施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類
- 同一の場所で理・美容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、理・美容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類
- 理・美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

注 開設者は太線の内側だけ記載してください。

	保健所収受印	料金収納印	業種別手数料印

調査復命書

課長	課長代理	月/日	監視員氏名印	調査結果及び意見

案

第 号

年 月 日 付けで開設届のあった下記

の理・美容所については、理容師法第11条の2の規定
美容師法第12条の規定
により確認します。

年 月 日

保健所長

記

1 施設の名称

2 施設の所在地